

(別紙)

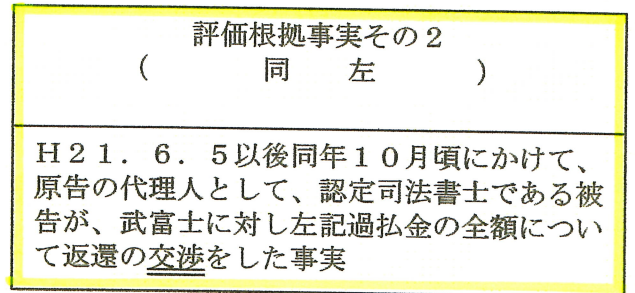
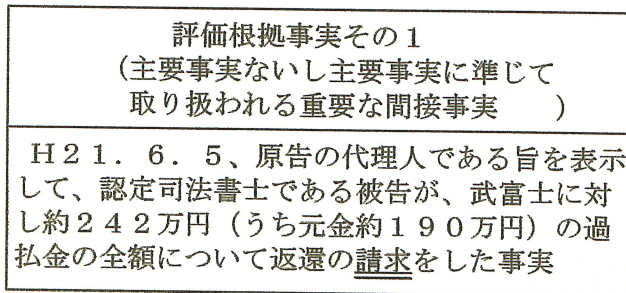
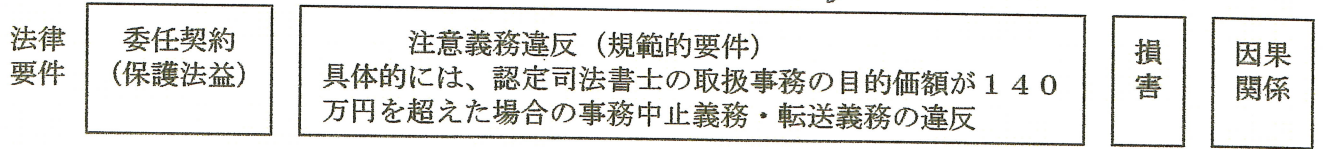
判断遺脱事項

原確定判決が摘示した消極的間接事実

武富士の過払金回収不能による損害について

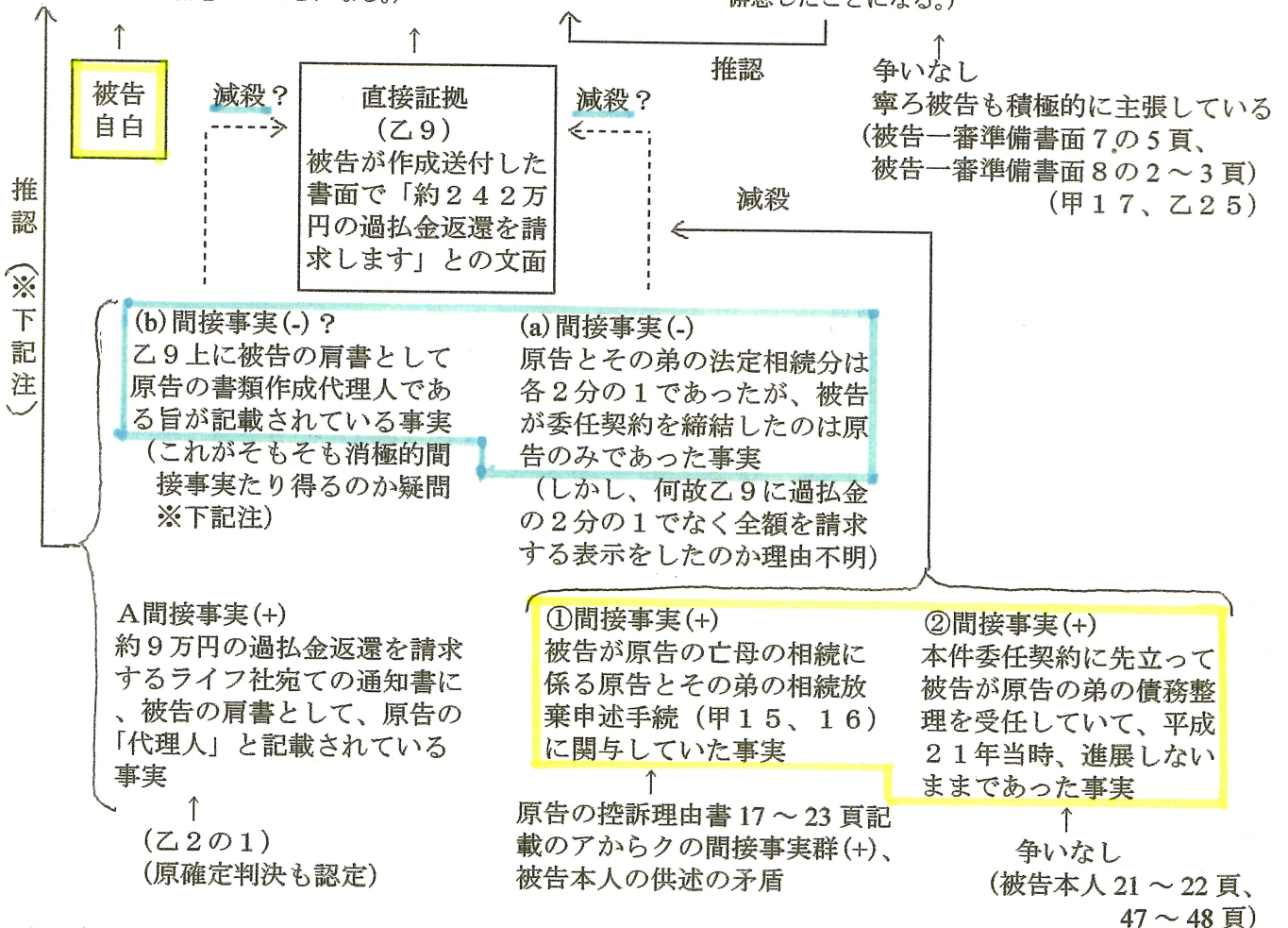
「再審原告」、「再審被告」は、それぞれ「原告」「被告」と省略して記載している。

(訴訟物) 委任契約に基づく債務不履行による損害賠償請求権 } (選択的併合)
不法行為に基づく損害賠償請求権



(紛争の目的価額140万円超の事務であるから、事務中止義務が存在する。それにもかかわらず請求をしたのだから、同義務を懈怠したことになる。)
(事務中止義務が存在するのだから、転送義務が存在する。それにもかかわらず請求をしたのだから、同義務を懈怠したことになる。)

(紛争の目的の価額140万円超の事務であるから、事務中止義務が存在する。それにもかかわらず交渉をしたのだから、同義務を懈怠したことになる。)
(事務中止義務が存在するのだから、転送義務が存在する。それにもかかわらず交渉をしたのだから、同義務を懈怠したことになる。)



※ (b) 間接事実(-)は、依頼者本人として原告のみを記載している点については消極的間接事実と言う余地があるが、「書類作成代理人」なる肩書を用いている点は、認定司法書士の代理権限の範囲外の事務を取り扱っている認識を被告自身が有していたことを如実に示すものであり、A間接事実(+)と相俟って、寧ろ、評価根拠事実その1の存在を窺わせる積極的間接事実の一つとして働いていると見受けられる。